

○東温市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(平成 16 年 9 月 21 日告示第 55 号)

**改正** 平成 18 年 4 月 1 日告示第 41-1 号 平成 19 年 3 月 30 日告示第 14 号  
平成 20 年 4 月 1 日告示第 30 号 平成 21 年 4 月 20 日告示第 35 号  
平成 23 年 3 月 8 日告示第 21 号 平成 24 年 3 月 30 日告示第 43 号  
平成 27 年 3 月 30 日告示第 56 号 平成 28 年 11 月 9 日告示第 175 号  
平成 30 年 3 月 28 日告示第 26 号 令和 2 年 3 月 19 日告示第 24 号  
令和 4 年 3 月 23 日告示第 29 号

(目的)

第 1 条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付に関し、東温市補助金等交付規則（平成 22 年東温市規則第 23 号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成 22 年東温市告示第 94 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が 90%以上で、かつ、放流水の BOD が 20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するもので、法第 4 条第 1 項に規定する構造基準及び環境衛生施設整備事業費国庫補助事業の適正執行について(平成 9 年 6 月 30 日衛水第 197 号・衛環第 2 07 号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長・環境整備課長通知)に適合するものをいう。
- (3) 住宅 主に居住を目的とした住宅で、小規模店舗等を併設した住宅をも含む。ただし、併用住宅の場合は、法第 5 条第 1 項に基づく設置届出において住宅部分の延べ床面積が 2 分の 1 以上を占める場合に限る。
- (4) 転換 既存住宅において、単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条に規定する既存単独処

理浄化槽をいう。)又は汲み取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えすることをいう。ただし、既存住宅の増築又は改築(以下「増改築」という。)を伴う場合で、増改築後の住宅に既存部分が残存しない場合を除く。

(5) 新築 合併処理浄化槽の設置のうち、転換以外のものをいう。

(6) 宅内配管工事 浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する排水路までの放流管の設置に係る工事をいう。

(適用機種)

第3条 この告示に基づく補助金交付の対象となる合併処理浄化槽は、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会(以下「全浄協」という。)において行われる合併処理浄化槽登録制度によって登録されているものとする。ただし、全浄協からの通知に伴い随時変更されるものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は別表第1に定める地域内及び汚水処理未普及解消につながると認められる場合において、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を新築又は転換により設置する者(建築物居住者又は使用者)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 市長は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付をしない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者

(3) 補助事業の期間内に合併処理浄化槽を設置することができない者

(4) 市税を滞納している者

(5) 販売又は賃貸の目的で合併処理浄化槽付住宅を建築(増改築を含む。)する者

(6) 法人

(7) 自らが居住を目的とする住宅以外の建物に合併処理浄化槽を設置しようとする者

(8) この要綱による補助金を受けて設置した合併処理浄化槽(設置した翌年度の4月1日から起算して7年を経過してないものに限る。)を廃して、新たに設置する者(市長が特に必要と認める者を除く。)

(9) その他市長が不相当と認める者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第2の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ当該右欄に定める額を限度とする。

2 水源地域の水質保全重点地域については、別表第3の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ当該右欄に定める額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、転換(水回りのリフォームも含む。)による宅内配管工事を行う場合は、前2項に定める額に30万円(当該設置に係る工事費が30万円未満のときは、当該工事費の額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額))を加えて得た額を補助金の額とする。ただし、水回りの位置変更等により生じた宅内配管の延伸部分の工事費は、補助金の額に含めないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、転換による単独処理浄化槽若しくは汲み取り便槽の撤去に係る工事又は単独処理浄化槽の使用を廃止して雨水貯留槽への再利用に係る工事を行う場合は、前3項に定める額に9万円(当該工事費が9万円未満のときは、当該工事費の額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額))を加えて得た額を補助金の額とする。  
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し

(2) 浄化槽維持管理契約書の写し(浄化槽設置届出書に添付している場合は除く。)

- (3) 登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録証
- (4) 事業計画書
- (5) 収支予算書
- (6) 住宅等を借りている者は、所有者の承諾書
- (7) 浄化槽の構造図及び配置配管図
- (8) 工事費見積書及び工事請負契約書の写し
- (9) 委任状(住宅所有者が複数の場合)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付すべきものと決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付することが不相当と決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。  
(変更承認申請等)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金交付申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査して変更の可否を決定し、変更承認通知書(様式5号)により補助対象者に通知するものとする。  
(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業を完了したときは、その完了した日から起算して20日以内、又は該当年度末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事費請求書又は領収書の写し
- (3) 浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (4) 浄化槽法定検査検査依頼書の写し
- (5) 浄化槽工事業者が撮影した工事工程写真
- (6) 工事施工チェックリスト
- (7) 産業廃棄物管理票の写し(第5条第4項の規定のうち、撤去工事を行うことにより補助金の交付決定を受けている場合に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金交付額の決定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、当該実績報告書の審査及び現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付申請書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求により、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16 年 9 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の重信町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱又は川内町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 18 年 4 月 1 日告示第 41-1 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までに、東温市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日告示第 14 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までに東温市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお、従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日告示第 30 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 20 日告示第 35 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日の前日までに東温市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、なお、従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日告示第 21 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 43 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日告示第 56 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 11 月 9 日告示第 175 号)

この告示は、平成 28 年 11 月 9 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日告示第 26 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日告示第 24 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日告示第 29 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この告示による改正後の第5条第3項及び第4項並びに第9条第7号の規定は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第4条関係)

補助対象地域
(1) 公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業対象区域を除いた東温市全域
(2) 公共下水道事業計画区域内でおおむね7年以内に供用開始の見込まれない地域
(3) 前各号にかかわらず、早期に使用開始が見込める地域は除く。
(4) 前各号にかかわらず、接面に下水管が敷設されており、接続が可能な土地は除く。ただし、地形、構造物等により接続が困難な土地についてはこの限りでない。

別表第2(第5条関係)

人槽区分	対象地域	補助限度額
5人槽	別表第1の地域	332,000円
6~7人槽	別表第1の地域	414,000円
8~10人槽	別表第1の地域	548,000円

別表第3(第5条関係)

人槽区分	対象地域	補助限度額
5人槽	山之内	550,000円
6~7人槽	山之内	700,000円
8~10人槽	山之内	850,000円